

東京大学地震研究所 学術専門職員（特定有期雇用教職員） 募集要項

1. 職名及び人数：学術専門職員（特定有期雇用教職員） 1名
2. 契約期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日
3. 更新の有無：更新する場合があります。更新する場合は1年ごとに行う。更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。ただし、更新回数は1回、在職できる期間は令和7年3月31日を限度とする。
4. 試用期間：採用された日から 6月間
5. 就業場所：東京大学地震研究所（東京都文京区弥生 1-1-1）
6. 所属：地震研究所 計算地球科学研究センター
7. 業務内容：計算地球科学研究センターにて進める研究プロジェクトを円滑に推進するため、参画研究者・関係者とコミュニケーションを取りながら、各種資料の作成支援、関連会議の開催準備・運営など、プロジェクト運営に必要な業務に従事いただきます。
 - ・研究プロジェクトの運営（研究費執行状況管理、各種会議の設定・調整等を含む）
 - ・参画研究者・関係者との日常的なコミュニケーションによる早期課題発見・スケジュール管理
 - ・業務計画書・実績報告書等の各種書類の作成
 - ・英語論文や国際学会等での発表内容を一般に伝えるための和文原稿作成
 - ・プロジェクトにて購入・活用している備品に係る情報の管理
8. 就業日：週 5 日（月曜日～金曜日）
就業時間 1日 7時間 45分（9：00～17：30 ※12：00～12：45 休憩）
※時間外労働を命じることがある。
※就業時間については応相談
9. 休日：土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
10. 休暇：年次有給休暇、特別休暇 等規定に基づき付与

11. 賃金等 : 年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額 36 万円程度 (資格、能力、経験等に応じて決定)、通勤手当 (原則 1 月あたり 55,000 円まで)、超過勤務手当
12. 加入保険 : 文部科学省共済組合、雇用保険に加入
13. 応募資格 : 研究プロジェクト支援業務遂行のため、以下の知識や経験等を有すること
- ・ 大学・研究機関等において研究支援業務に 5 年以上携わった経験があること
 - ・ 研究プロジェクト運営支援業務に 5 年以上携わった経験があること
 - ・ 研究論文・研究報告書を執筆した経験があること
 - ・ 修士課程修了以上の学力を有すること (分野は問わない)
 - ・ 地震に関する大規模シミュレーションに関するプロジェクトの運営に携わった経験があることが望ましい
 - ・ 円滑なプロジェクト運営のためのスケジュール管理、参画者・関係者との各種調整能力
 - ・ 業務計画書・実績報告書等の各種書類作成に向けたスケジュール管理・各種調整能力
 - ・ 研究資金を活用するための適切な研究費執行管理に関する知識
 - ・ 各種会議の運営関連業務に関する知識と調整能力
 - ・ 備品に係る情報の管理に関する知識・能力
14. 応募書類 :
- ① 東京大学統一履歴書 (以下の URL からダウンロードし作成すること。また、email アドレスを必ず記載すること。) <https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html>
 - ② 研究プロジェクト支援業務に関連した職務経験の概要 (これまで携わった業務の概要などを列挙したもの)。職務に関連するスキルを示す成果物・文書等があれば添付すること (権利等の支障なく閲覧可能なもの、公開情報であれば URL など参照情報を記載)。
15. 応募締切 : 令和 5 年 2 月 21 日 (火) 午後 5 時 必着
書類選考合格者のみ、面接の詳細を連絡します。
16. 応募書類提出方法 : 所定場所へのアップロード
- 事前に、件名を「計算地球科学研究センター 学術専門職員 応募」としたメールを、下記の庶務チーム (人事担当) まで送付して下さい。
- 担当から書類送付先フォルダを連絡しますので、応募期限までに、応募書類一式をフォルダにアップロードして下さい。

17.問い合わせ：〒113-0032 東京都文京区弥生 1-1-1

東京大学地震研究所 庶務チーム（人事担当）

電子メール：jinji%eri.u-tokyo.ac.jp 電話: 03-5841-8789

（%を@に置き換えて下さい。）

18. 募集者名称：国立大学法人東京大学

19. 受動喫煙防止措置の状況：敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）

20. その他：

・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。

・「東京大学男女共同参画加速のための宣言（2009.3.3）」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。

・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります